

筑前町告示第 92 号

筑前町未熟児養育医療給付実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 7 月 13 日

筑前町長 田 頭 喜 久 己

筑前町未熟児養育医療給付実施要綱の一部を改正する告示

筑前町未熟児養育医療給付実施要綱（令和 2 年筑前町告示第 130 号）の一部を次のように改正する。

新旧対照表（傍線部を改正）

改 正 後	現 行
（給付の申請） 第 4 条 養育医療の給付を受けようとする未熟児の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未熟児を現に監護するものをいう。以下同じ。）は、母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号）第 9 条第 1 項の規定により、養育医療給付申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。 （1） <u>法第20条第 7 項</u>の規定により指定を受けた病院又は診療所（以下「指定養育医療機関」という。）の医師が記載した養育医療意見書（様式第 2 号） （2）～（4） 略 2 及び 3 略 <u>様式第 1 号（第 4 条関係）</u> <u>様式第 4 号（第 5 条関係）</u>	（給付の申請） 第 4 条 養育医療の給付を受けようとする未熟児の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未熟児を現に監護するものをいう。以下同じ。）は、母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号）第 9 条第 1 項の規定により、養育医療給付申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。 （1） <u>法第20条第 5 項</u>の規定により指定を受けた病院又は診療所（以下「指定養育医療機関」という。）の医師が記載した養育医療意見書（様式第 2 号） （2）～（4） 略 2 及び 3 略 <u>様式第 1 号（第 4 条関係）</u> <u>様式第 4 号（第 5 条関係）</u>

様式第 6 号（第 7 条関係） 様式第 8 号（第 9 条関係）	様式第 6 号（第 7 条関係） 様式第 8 号（第 9 条関係）
--------------------------------------	--------------------------------------

附 則

この告示は、医療法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 87 号）附則第 1 条第 6 号に掲げる規定の施行の日から施行する。